

最高裁昭和五八年（行ツ）第五号、六〇・一二・一三判決

判決

上告人 東京都地方労働委員会

右参加人 総評全国金属労働組合神奈川地方本部旭ダイヤモンド支部

右参加人 旭ダイヤモンド三重工場労働組合

被上告人 旭ダイヤモンド工業株式会社

右当事者間の東京高等裁判所昭和五四年（行コ）第一一五号、第一一六号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が昭和五七年一〇月一三日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

（主文）

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

（理由）

上告代理人 X1、同 X2 の上告理由及び上告参加人代理人 X3、同 X4、同 X5、同 X6、同 X7、同 X8、同 X9、同 X10、同 X11 の上告理由二について

本件につき不当労働行為の成立を否定した原審の認定判断は、原判決の引用する第一審判決挙示の証拠関係及びその説示に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。所論引用の判例は、事案を異にし、本件に適切でない。右違法があることを前提とする所論違憲の主張は、その前提を欠く。論旨は、採用することができない。

上告参加人代理人 X3、同 X4、同 X5、同 X6、同 X7、同 X8、同 X9、同 X10、同 X11 の上告理由一について

原判決及びその引用する第一審判決の説示によれば、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷